

2019 B 日程 LS [0819]

受験番号

2018 年度秋入学・2019 年度春入学 甲南大学法科大学院

一般入学試験問題

専門論文試験

憲法・刑法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

〈第1問〉

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Y市民であるXは、学生を中心とした社会問題の研究グループAに所属している。Xらは、Y市立Y市民会館（以下、「本国会館」という。）大ホールでの集会を企画し、Y市長に対し、Y市民会館使用条例に基づき、本国会館の使用許可申請をした。なお、集会当日に定員をオーバーする可能性は極めて低かった。また、Y市民会館使用条例は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」には会館の使用を不許可とできると規定している。

ところで、Xが所属するグループAは、過去の日本の戦争責任に関する意見表明をしたことから、極右的性格をもつ団体Bから一方的に敵視されるようになっていた。団体Bの構成員は、Aが集会を企画していることを知ると、ネット上で、もし集会が開催された場合は集会参加者に対し危害を加えるとの予告をした。

本件申請に対し、Y市長は条例の定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」に該当するとして、申請を不許可とする旨の処分をした（以下、「本件不許可処分」という。）。Xら集会参加者の安全を確保するのが困難であるというのが、その理由であった。ただし、Y市は警察に警備を依頼するなどの警備計画について一切検討を行っていない。また、実際に団体Bが行ってきたのはネット上での誹謗中傷ばかりであり、過去に他人に暴力を振るったことがある人物はいない。

Xらは、本件不許可処分の違法を理由として、Y市を相手に国家賠償請求訴訟を提起した。

〔設問1〕

上記事例を検討する際に参照すべき最高裁判例の通称を書きなさい。また、その判例における条例解釈の仕方（判断基準）を、書きなさい。さらに、なぜそのような解釈の仕方をするのかについて、憲法上の論点に触れつつ、説明しなさい。

〔設問2〕

Xらの主張はどのようなものとなるか。具体的に書きなさい。

〈第2問〉

硬性憲法とは何か、説明しなさい。

専門論文試験 刑法

《問題》

以下の【事例】を読んで、Xの罪責について論じなさい。

【事例】

Xは、Aとの間で、Xの所有するX名義の土地を、3000万円でAに売却する旨の契約を締結し、直ちにAから代金の8割以上に当たる2500万円を受け取った。Aは、登記移転の手続をする前に、残りの代金を調達しようとしたが、なかなかその目処が立たずにいたところ、Xは、Bからその土地を3500万円で買い受けた旨の申し入れを受けたことから、Bに売却してBに対する所有権移転登記手続をすることとし、Aへの所有権移転登記が未だ完了していないことを奇貨として、Bとの間でAに対する売却の事実を告げずに申し入れどおりの売買契約を締結して、直ちにBから代金全額を受け取った。しかし、Bは、所有権移転登記手続前に、偶然X・A間の売買の事実を知るに至ったため、Xとの売買契約の解除を申し入れ、Xは、これに応じて、Bに対し、受け取った3500万円を返還した。

その後、Xは、未だAへの所有権移転登記が完了していなかったことから、その土地にXを債務者とする債権額500万円の抵当権を設定してC銀行から500万円の融資を受け、その旨の登記手続を了し、さらに、それまでの事情を知るDとの間で、抵当権付きのその土地を2500万円で売却する旨の契約を締結し、Dに対する所有権移転登記を完了した。

以上